

資料 1 未定稿

平成 26 年 10 月 28 日 (火)

第 4 回佐倉市子育て支援推進委員会

第 5 章

基本施策の展開

第5章

基本施策の展開

本計画では、佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策を引き継ぎ、それぞれの事業をすすめていきます。

※他の個別計画に記載がある事業については、本計画には記載しないことを基本として整理しました。

**基本目標・課題・施策の方向・事業のみ記載しています。
具体的な事業の内容については、今後、関係各課と協議の上、記載することとします。**

基本目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの提供

① 幼児期の学校教育の提供と充実

.

② 保育サービスの提供と充実

.

③ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質の向上

.

④ 給食内容の充実

.

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

① 認定こども園の整備

.

② 幼稚園、保育園、認定こども園等の連携

.

③ 幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携

.

基本目標2 地域における子育て支援

(1) 学童保育の充実

①学童保育の充実

・

②学童保育所(児童クラブ)の整備

・

(2) 地域の子育て協力体制づくり

①社会全体で子育てをしていく意識の啓発

・

②ファミリー・サポート・センター事業の実施

・

(3) 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

①子育て情報の提供

・

②地域子育て支援拠点事業の拡充

・

③利用者支援事業の実施

・

④その他の相談体制の充実

・

⑤育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援

・

⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化

・

(4) 保護者の経済的負担に対する軽減

①各種手当等の助成

・

基本目標3 すこやかに生まれ育つ環境づくり

(1) 妊婦に対する相談・支援の充実

①母子健康手帳の交付

・

②妊婦健診の実施

・

③妊婦訪問の実施

・

(2) 母子保健相談・健診・指導の充実

①乳幼児健康診査の充実

・

②乳幼児相談・指導の充実

・

③訪問指導の充実

・

④母子保健に関する情報提供

・

(3) 安心できる医療の整備・充実 ←前回会議資料において記載もれがあった項目

①小児救急等の充実と周知

・

②医療情報提供の充実

・

(4) 未来のママ・パパを育む取り組み

①子どもを産み・育てる教育の推進

・

②ふれあい体験の推進

・

基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

(1) 仕事と子育ての両立支援

①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

・

②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充

・

③産休、育休後の保育園等の円滑な利用の確保

・

基本目標5 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

①児童虐待防止対策の充実

・

②養育支援の充実

・

③市民への啓発

・

④家庭児童相談室の体制

・

(2) ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭自立支援員の設置

・

②ひとり親家庭等日常生活支援事業

・

③自立支援給付金事業

・

④ひとり親家庭の経済的負担に対する軽減

・

⑤交流の場の拡充

・

⑥入学就職祝金の支給

・

(3) 障害児への支援の充実

①関係機関の連携強化

・

②障害のある子どもの教育・保育の充実

・

基本目標6 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

(1) 子どもの主体性の尊重

①子どもの権利についての啓発

・

②子どもの社会参加の促進

・

(2) 子どもの居場所の充実

①子どもが安心して遊べる環境づくり

・

②児童センター等の充実

・

(3) 子どもの生きる力を育む取組み

①いじめ対策の充実

・

・

・

子ども・子育て支援事業計画		ご意見・ご質問	事務局の見解等	(変更後)子ども・子育て支援事業計画
課題	課題に対する施策と事業			課題に対する施策と事業
1 質の高い教育・保育の総合的な提供	施策-1 幼児期の学校教育・保育サービスの提供 ①幼児期の学校教育の提供と充実 ②保育サービスの提供と充実 ③幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質の向上 ④給食内容の充実	「質の高い」という表現より、「安全で豊かな育ちをしていく」という表現がよいのではないかと。	子ども・子育て支援法においても、「質の高い教育・保育」とうたっているもので現行のままとする。	施策-1 幼児期の学校教育・保育サービスの提供 ①幼児期の学校教育の提供と充実 ②保育サービスの提供と充実 ③幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質の向上 ④給食内容の充実
	施策-2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進 ①認定こども園の整備 ②幼稚園・保育園・認定こども園等の連携 ③幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携	「認定こども園」は幼稚園や保育園とくらべて基準が緩くなっており、採算重視の企業が参入しやすくなっているのではないかと。「認定こども園」になることで基準が緩くなり、教育・保育の質が低下してはいけない。高い基準を設けた上で整備してほしい。	待機児童が存在している現状から、認定こども園の整備はしていかなければならない。認定こども園のよい部分を伸ばし、課題を解決しながら整備を進めていく。また、認定こども園は幼稚園、保育園のそれぞれの基準の厳しいところを合わせ持っているものであり、基準が必ずしも低いとは言えない。また、幼保連携型の認定こども園については、株式会社の参入はできないこととなっている。	施策-2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進 ①認定こども園の整備 ②幼稚園・保育園・認定こども園等の連携 ③幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携
2 地域における子育て支援	施策-1 学童保育の充実 ①学童保育の充実 ②学童保育所の整備			施策-1 学童保育の充実 ①学童保育の充実 ②学童保育所の整備
	施策-2 地域の子育て協力体制づくり ①社会全体で子育てをしていく意識の啓発 ②ファミリー・サポート・センター事業の実施	子どもが安心して遊ぶためにも地域の見守りは重要である。		施策-2 地域の子育て協力体制づくり ①社会全体で子育てをしていく意識の啓発 ②ファミリー・サポート・センター事業の実施
	施策-3 子育て情報と相談・交流の場づくり ①子育て情報の提供 ②地域子育て支援拠点事業の実施 ③利用者支援事業の実施 ④その他の相談体制の充実 ⑤育児サークルへの支援 ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	②地域子育て支援拠点事業の実施 拠点事業は市内数か所ですでに実施している。今後は、事業内容の拡充を目標とすべきではないかと。 「その他の相談体制」とは何か。あえて事業とする必要はないのではないかと。 育児サークルだけでなく、子ども・子育てに関わる団体の支援も入れるべきである。	②地域子育て支援拠点事業の実施 事業名変更。②地域子育て支援拠点事業の実施拡充 ⑤育児サークルへの支援、子ども・子育てに関わる団体の支援	施策-3 子育て情報と相談・交流の場づくり ①子育て情報の提供 ②地域子育て支援拠点事業の拡充 ③利用者支援事業の実施 ④その他の相談体制の充実 ⑤育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援 ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化
	施策-4 保護者の経済的負担に対する軽減 ①児童手当、医療費等の助成 ②幼稚園就園奨励事業の実施	こどもの貧困に対する支援はあるか。	ひとり親については、基本目標5で、それ以外の経済的支援は基本目標2で対応する。 事業名変更。①、②を統合 ①各種手当等の助成 さまざまな支援について検討するため事業をまとめた。	施策-4 保護者の経済的負担に対する軽減 ①各種手当等の助成
3 すこやかに生まれ育つ環境づくり	施策-1 妊婦に対する相談・支援の充実 ①母子健康手帳の交付 ②妊婦健診の実施 ③妊婦訪問の実施	マタニティクラスの記載がない。 望まない妊娠をした人に対する相談窓口はあるか。	健康さくら21で記載している事業なので整理した。 望まない妊娠をした人に限定した相談窓口はない。相談業務の中で保健師が望まない妊娠についての相談をうけることはある。ケースバイケースで対応しているが、経済的な問題なら経済的な支援策を紹介している。	施策-1 妊婦に対する相談・支援の充実 ①母子健康手帳の交付 ②妊婦健診の実施 ③妊婦訪問の実施
	施策-2 母子保健相談・健診・指導の充実 ①乳幼児健康診査の充実 ②乳幼児相談・指導の充実 ③訪問指導の充実 ④母子保健に関する情報提供			施策-2 母子保健相談・健診・指導の充実 ①乳幼児健康診査の充実 ②乳幼児相談・指導の充実 ③訪問指導の充実 ④母子保健に関する情報提供
	施策-3 安心できる医療の整備・充実 ①小児救急等の充実と周知 ②医療情報提供の充実			施策-3 安心できる医療の整備・充実 ①小児救急等の充実と周知 ②医療情報提供の充実
	①小児救急等の充実と周知 ②医療情報提供の充実	基本目標6にある「次代の親づくり」は基本目標3にあるべきではないかと。「親づくり」ではなく「親育て」の表現がよいと思うか。	基本目標6から事業を移動。施策名、事業名変更。 施策-4 未来のママ・パパを育む取り組み ①子どもを産み・育てる教育の推進 ②ふれあい体験の推進	施策-4 未来のママ・パパを育む取り組み ①子どもを産み・育てる教育の推進 ②ふれあい体験の推進

子ども・子育て支援事業計画		ご意見・ご質問	事務局の見解等	(変更後)子ども・子育て支援事業計画
課題	課題に対する施策と事業			課題に対する施策と事業
4 両立させると子育てを	施策-1 仕事と子育ての両立支援			施策-1 仕事と子育ての両立支援
	①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	就業環境の整備とあるが、どのような事業を想定しているか。	市内の事業所等に育児休業制度の周知等を行う。(現行の次世代育成支援行動計画からの引き継ぎする。)	①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実
	②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充			②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充
	③産休、育休後の保育園等の円滑な利用の確保			③産休、育休後の保育園等の円滑な利用の確保
5 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	施策-1 児童虐待の防止			施策-1 児童虐待の防止
	①児童虐待防止対策の充実	子育て中の親は孤立することも多く、児童虐待はだれにでも起こりうることである。		①児童虐待防止対策の充実
	②養育支援の充実			②養育支援の充実
	③市民への啓発			③市民への啓発
	④家庭児童相談室の体制強化			④家庭児童相談室の体制強化
	施策-2 ひとり親家庭への支援			施策-2 ひとり親家庭への支援
	①ひとり親家庭自立支援員の設置	子どもの貧困が問題となっている。貧困家庭はひとり親家庭に限らないが、その支援はどうなっているか。	ひとり親以外の支援は基本目標2(4)保護者の経済的負担に対する軽減において、児童手当や医療費等の助成を行うこととしている。	①ひとり親家庭自立支援員の設置
	②ひとり親家庭等日常生活支援事業			②ひとり親家庭等日常生活支援事業
	③自立支援教育訓練給付金事業			③自立支援教育訓練給付金事業
④ひとり親家庭の経済的負担に対する軽減	④ひとり親家庭の経済的負担に対する軽減			
⑤交流の場の拡充	⑤交流の場の拡充			
⑥入学就職祝金の支給	⑥入学就職祝金の支給			
施策-3 障害児への支援の充実			施策-3 障害児への支援の充実	
①関係機関の連携強化	障害のある子どもない子ども、分けることなく、当たり前にも育つ環境が必要だと考えるのがいいか。	障害のある子どもない子どもも、同じ環境でともに育つことは重要である。そのために、障害のある子を受け入れる体制を整備していく。また、特別な支援を要する子に対して、必要な支援を行うことも不可欠である。	①関係機関の連携強化	
②障害のある子どもの教育・保育の充実			②障害のある子どもの教育・保育の充実	
6 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり	施策-1 子どもの主体性の尊重	基本目標6が新設されたことについて評価している。子どもの権利条例制定を事業に入れてほしい。	子どもの権利条約の理念については、子ども・子育て支援に関わる全ての方が心に留めておかなければならない重要なことである。条約批准から25年経過した今、未だ条約の内容が周知されていない現状がある。条例制定することが、子どもの最善の利益につながる近道ではなく、子ども・子育て支援に関わる全ての人に子どもの権利について啓発することが、子どもの最善の利益につながると考えている。	施策-1 子どもの主体性の尊重
	①子どもの権利についての啓発			①子どもの権利についての啓発
	②子どもの社会参加の促進	権利条例を制定する際には、子どもがつくる権利条例にしてほしい。		②子どもの社会参加の促進
	施策-2 子どもの居場所の充実			施策-2 子どもの居場所の充実
	①子どもが安心して遊べる環境づくり	子どもが安心して遊べる環境づくりでは、どのような事業を想定しているか。プレイパークの整備を事業に入れた方がよい。公園は禁止事項が多く、最近の子どもは遊び方が分からなくなっている。本来遊びから学ぶはずの対人関係も学ぶことができない状況。地域のあたたかい目で見守られることが必要。事業を限定しすぎるより、あいまいな表現の方が、可能性を広げられる。子ども自身が相談できる場所が必要。	事業の詳細は庁内検討する予定。身近な公園や広場などの整備、学校施設の開放等を想定している。(現行の次世代育成支援行動計画からの引き継ぎ)	①子どもが安心して遊べる環境づくり
	②児童センター等の充実			②児童センター等の充実
	施策-3 子どもの生きる力を育む取り組み			施策-3 子どもの生きる力を育む取り組み
	①いじめ対策の充実			①いじめ対策の充実
施策-4 次代の親の育成	次代の親の育成は基本目標3にあるべきではないか。	基本目標3に移動。施策名、事業名変更。		
①次代の親づくり				
②ふれあい体験の推進				

事業計画全体へのご意見(専門部会・推進委員会)

- ・子どもの最善の利益を守ること。
- ・教育・保育の提供においては、量の確保とともに、安全で豊かな育ちのために、質の確保についても高い基準において行うこと。